

◎新潟県告示第370号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	7者	高田1092番21ほか80筆 7.7ha
新発田市	35者	宮古木山立617番1ほか982筆 88.4ha
阿賀野市	10者	保田城ノ越4830番ほか129筆 12.0ha
胎内市	5者	築地宮の下1314番ほか17筆 6.0ha
聖籠町	7者	諏訪山松庵2115番1ほか17筆 1.5ha
新潟市	63者	北区上大月川端145番ほか608筆 54.1ha
三条市	7者	大宮新田出来潟870番ほか33筆 5.4ha
燕市	9者	高木5384番ほか28筆 5.7ha
田上町	4者	田上嶋へイ3560番1ほか75筆 7.4ha
弥彦村	2者	矢作柿ノ浦7432番ほか38筆 3.4ha
長岡市	5者	高島町上の島2232番ほか28筆 3.0ha
見附市	3者	漆山町惣六2028番ほか8筆 4.7ha
魚沼市	2者	岡新田上島209番ほか14筆 1.2ha
十日町市	1者	高島4089番ほか1筆 0.1ha
上越市	5者	吉川区神田町十号412番ほか34筆 5.2ha
妙高市	1者	除戸西原546番1ほか9筆 0.2ha
糸魚川市	1者	田屋十二平600番 0.2ha
佐渡市	33者	城腰下町1732番ほか189筆 24.5ha
合計	200者	2,308筆 230.7ha

2 申請年月日

平成30年3月28日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。